

第 85 号 議 案

長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 9 月 9 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例

長崎県安心こども基金条例（平成21年長崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和12年9月30日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年9月30日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国の子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金を延長することに伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。